

貯蓄預金

令和6年10月現在

商品名 (愛 称)	貯蓄預金
◇販売対象	個人の方のみ。
◇期 間	特に期間の定めはありません。
◇預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預け入れできます。 1円以上 1円単位
◇払戻方法	随時払戻しできます。
◇利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。 金額階層別金利(10万円未満、30万円未満、100万円未満、300万円未満、300万円以上)を適用します 年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として利息を計算します。
◇税 金	個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
◇手 数 料	_____
◇付加できる 特約事項	マル優の取扱いができます。
◇中途解約時の 取扱い	_____
◇金利情報の 入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へ ご照会ください。
◇苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。

◇苦情処理措置・ 紛争解決措置	紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
◇その他参考となる事項	公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 総合口座の取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 決済用預金以外の預金保険保護対象預金等を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

預—03

高崎信用金庫